

建設業労働災害防止協会東京支部
支部長 松井 隆弘 殿

東京労働局長

建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

労使の皆様を始め関係各位の御尽力により、当局管内における平成 30 年の建設業における労働災害は、死亡災害、死傷災害ともに減少しました。

しかしながら、本年 4 月末現在においては、過去 3 年間の同時期のいずれと比較しても増加しており、昨年一旦減少した墜落・転落災害も増加に転じています。

死亡災害については、5 月末現在で既に 7 人となり、昨年同時期には死亡災害が発生していなかった土木工事業において 3 人の方が亡くなっています。また、鉄骨階段の組立作業中や吊り足場の作業床の撤去作業中の墜落、斜面で高所作業車を使用中の車両転倒による墜落、作業していた足場上にクレーンの吊り荷が落下したことが原因と考えられる墜落などの墜落・転落災害により 5 人の方が亡くなっています。

上記の状況に鑑み、貴会におかれましては、全国安全週間及び準備期間を中心に災害防止の取組を強化いただきたく、特に下記事項について取組を行われませうよう要請します。

記

1. 保護具の確実な使用の徹底

墜落制止用器具について、着用するのみならず、その使用徹底のための取組を図ること。特に、組立・解体中を含む足場上や屋根上などにおいては、適切な取付け設備を設置した上で、墜落制止用器具の使用徹底のための取組を行うこと。

2. クレーン、車両系建設機械等の適正使用

クレーンや高所作業車の転倒防止措置、車両系建設機械の用途外使用やクレーンの安全装置の解除禁止について、適正な使用方法の啓発を図ること。また、クレーンが荷を吊っている場合においては、吊り荷の下に人を立ち入らせないようにするとともに、クレーンとの接触による災害防止のため作業半径内への立入りを制限すること。

3. その他の墜落・転落防止措置

今年発生した墜落・転落災害のうち、最も多いのがはしご等を起因物とするものであることから、災害の減少を図るため、はしご等からの転落防止についての取組を強化すること。

【参考：建設業における死傷災害件数（人）】（各年1月～4月）

